

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年1月22日	
【会社名】	ワタミ株式会社	
【英訳名】	WATAMI CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 邦晃	
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田一丁目1番3号	
【電話番号】	03(5737)2288	
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 小田 剛志	
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田一丁目1番3号	
【電話番号】	03(5737)2288	
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 小田 剛志	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,438,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年1月22日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,750,000株	1,438,500,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,750,000株	1,438,500,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
822	-	100株	平成28年2月8日	-	平成28年2月8日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに総数引受契約を締結しない場合、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ワタミ株式会社 経営企画本部	東京都大田区羽田一丁目1番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 蒲田支店	東京都大田区蒲田五丁目14番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,438,500,000	4,000,000	1,434,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」「1 割当予定先の状況」「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先である(株)神明ホールディング(以下、「神明HD」と言います。)との業務提携の実効性を高めこと及び長期的なパートナーシップ関係を構築することを直接の目的としております。上記差引手取概算額1,434,500,000円の使途は概ね以下の通り設備投資資金として充当する予定でありますが、詳細は現在策定中の2016年度(注)の投資計画において決定する予定です。2016年度の投資計画に関しましては、2016年5月に予定しております、2015年度通期の決算発表の中で公表していく予定であります。なお、実際に支出するまでは、当社預金口座にて運転資金とともに運用・管理を行います。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
国内外食店舗の新規出店・業態転換・改装	1,034	平成28年4月～平成29年3月
海外外食店舗の新規出店・業態転換・改装	400	平成28年3月～平成28年12月

(注) 2016年度は、国内外食事業においては平成28年4月1日～平成29年3月31日、海外外食事業においては平成28年1月1日～平成28年12月31日がそれぞれ年度の期間となります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成28年1月22日現在)

名称	株式会社神明ホールディング
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目1番21号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤尾 益雄
資本金	2,227百万円
事業の内容	米穀及び食料品等の生産、加工、販売並びに輸出入等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する事業
主たる出資者及びその出資比率	藤尾益雄 36.56% 三菱商事(株) 13.42%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成28年1月22日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	仕入取引はありますが金額は僅小です。

c 割当予定先の選定理由

当社及び当社の子会社は、「地球上で一番たくさんの“ありがとう”を集めるグループになろう」のスローガンのもと、外食事業、宅食事業及び農業などを展開してきました。

当社は、2014年3月期、2015年3月期において二期連続で当期純損失を計上しており、自己資本比率は2015年3月期において7.3%まで低下しており、グループ事業再建は急務の課題となっております。そのため当社は、以前よりグループ事業再建の一環として、当社の事業とシナジーを発揮できる業務提携先の検討を行っており、また当社の株主である株式会社みずほ銀行（東京都千代田区大手町一丁目五番5号 取締役頭取 林信秀）をはじめ、複数の取引先に業務提携先の紹介・仲介を依頼しておりました。そのような状況下、2015年11月に割当予定先である神明HDより、両社の株主である株式会社みずほ銀行による紹介の元、業務提携の提案をいただきました。

当社は、日本全国に500店舗を超える外食店舗、毎日23万食のお弁当を宅配する宅食事業の販売網、それら国内外食事業・宅食事業に食材や調理済み食品を製造・供給する工場・物流インフラ、中国・香港を中心とした東南アジア地域に約100店舗の外食店舗を保有しております。また神明HDは、100年にわたり精米卸販売を手掛けており、「あかふじ米」といったブランドを取り扱う他、国内外において回転寿司レストランを経営する「元気寿司株式会社（東証1部9828）」の親会社（所有持株割合40.52%）でもあります。

当社と神明HDは、当社が持つ物流インフラや販売網と神明HDが持つ「あかふじ米」をはじめとする良質な商品の相互活用をはじめとした上記の強みを融合することにより、両社の企業価値の向上を図れると考え、業務提携の協議を重ねてまいりました。その結果、国内外食事業においては両社のノウハウを活かした新業態や新商品の開発等、宅食事業においては当社の販売網の活用や両社の製造インフラ・ノウハウを活かした補完体制の確立等、海外外食事業においては両社グループ合計約250店舗を背景とした食材調達等のスケールメリットの追求等、調達面においては神明HDの精米卸のノウハウを活用した市場に左右されない安定調達や両社の農業経営ノウハウの共有による収益性の向上等が図れると判断しました。また、神明HDは「私たちはお米を通じて、素晴らしい日本の水田、文化を守り、おいしさと幸せを創造して、人々の明るい食生活に貢献します。」の企業理念のもと、上記の事業を展開しており、事業上の補完関係が構築できるだけでなく、企業理念・文化の観点からも親和性があるものと判断しました。

この業務提携により、両社グループの共通のビジネスモデルである「6次産業（注）」の推進が行われ、両社グループの事業拡大、企業価値のより一層の向上を図ると共に、日本の食文化の発展を支援し、社会に貢献することに繋がると考えております。

また、当社と神明HDは、本業務提携に係る協議の過程で、業務提携の実効性を高めること及び長期的なパートナーシップの構築に向け当社株式を保有することで、将来にわたり確固たる関係を構築していくことが重要であると判断し、本業務提携とあわせて、資本提携を実施することとしました。その方法については、この資本提携が本業務提携と一体として実施されるものであり迅速かつ確実に実施することが求められることから、第三者割当による自己株式処分が最善の方法であると判断しました。当社は神明HDに対して、当社の自己株式1,750,000株（本自己株式処分後の発行済株式総数に対する所有割合4.19%）を割当て、神明HDはこれを引き受けます。

なお、後記「e 株券等の保有方針」に記載のとおり、神明HDが本第三者割当により取得する株式を長期的に保有する意向であることを確認しており、本第三者割当による株式は株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

（注） 「6次産業」とは、第一次産業である農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売といった第二次産業、更には第二次産業で加工した食品の飲食店での利用やお弁当宅配といったサービスなど、第三次産業にまで踏み込んだ事業モデルのこと。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,750,000株

e 株券等の保有方針

当社は、神明HDから、業務提携の実効性を高めること及び長期的なパートナーシップの構築に向け本第三者割当により取得する株式を長期的に保有する意向であることを口頭及び資本業務提携契約書において確認しています。

なお、当社は、神明HDから、同社が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、神明HDが本自己株式処分に対する払込みに要する資金を自己資金及び下記コミットメントライン契約による借入実行により確保することを口頭で確認しております。

当社は、神明HDの会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査報告書が付された平成27年3月期の計算書類に記載の売上高（98,616百万円）、総資産額（23,032百万円）、純資産額（17,449百万円）及び現預金の額（1,709百万円）等の状況を確認した結果、神明HDが本第三者割当増資の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。また、神明HDが同社の株主である株式会社みずほ銀行をはじめ取引銀行10行と総額10,000百万円のコミットメントライン契約を締結していることを上記計算書類により確認しております。当該コミットメントライン契約には平成28年1月20日付で、本第三者割当増資の払込みに要するだけの十分な未実行残高があることを口頭にて確認しております。

以上に加え、本第三者割当増資が本資本業務提携の一環として行われるものであり払込みが義務付けられる点に鑑みると、本第三者割当増資の払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、その役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、その役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無については、第三者機関であります株式会社JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介）へ調査を依頼し、「反社会的勢力の影響を受けている事実がない」旨の調査結果を得ており、また、割当予定先から平成27年12月3日付でそのような事実は一切ない旨の回答を得ております。また、過去のホームページ及び登記簿謄本等の公開情報等に基づき、割当予定先、その役員及び主要株主は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

当社は、以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係無い事を確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当の払込金額につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等並びに神明HDとの交渉及び協議を踏まえた上で、直近の株価が発行時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断して、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前取引日（平成28年1月21日）の株式会社東京証券取引所東証1部市場における当社株式の終値である1株当たり822円といたしました。

上記払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、当社監査役全員（社外監査役3名）が、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況ならびに払込期日までの相場変動の可能性を考慮した結果、特に有利な金額に該当しない旨の適法性に関する意見を表明しております。

なお、この発行価額は、本取締役会決議日の直前一ヶ月間（平成27年12月22日から平成28年1月21日まで）の終値の平均値である800円（円未満切捨）に対しては2.74%のプレミアム、同直前三ヶ月間（平成27年10月22日から平成28年1月21日まで）の終値の平均値である836円（円未満切捨）に対しては1.71%のディスカウント、同直前六ヶ月間（平成27年7月22日から平成28年1月21日まで）の終値の平均値である907円（円未満切捨）に対しては9.32%のディスカウントとなります。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性の関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は、1,750,000株（議決権数17,500個）であり、これは現在の当社の発行済株式数41,686,780株に対して4.19%（平成27年9月30日現在の総議決権数371,997個に対して4.70%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、当社と神明HDが資本関係を結び、パートナーシップ関係を構築することで、業務提携が推進され、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
有限会社アレーター	神奈川県横浜市南区井土ヶ谷下 町6-9	10,462	28.12	10,462	26.86
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2-3-3	3,341	8.98	3,341	8.57
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	1,780	4.78	1,780	4.56
株式会社神明ホールディング	兵庫県神戸市中央区栄町通6-1- 21	-	-	1,750	4.49
ワタミ従業員持株会	東京都大田区羽田1-1-3	940	2.52	940	2.41
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみら い13-1-1	645	1.73	645	1.65
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	384	1.03	384	0.98
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	382	1.02	382	0.98
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	379	1.02	379	0.97
黒澤 信一	KOWLOON, HONG KONG	340	0.91	340	0.87
計	-	18,656	50.15	20,406	52.39

(注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成27年9月30日現在の総議決権数（371,997個）に本自己株式処分により増加する議決権数（17,500個）を加えた数で除して算出した数値であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

4. 上記の他、当社が保有する自己株式は、平成27年9月30日現在において4,342,119株であり、処分後2,592,119株となります。ただし、平成27年10月1日以降の新株予約権の行使、単元未満株式の買取、買増分は含んでおりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月12日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年1月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年1月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき臨時報告書を平成27年10月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年1月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、12号、19号の各規定に基づき臨時報告書を平成27年10月2日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年1月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年11月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成28年1月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年1月22日）現在においても変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ワタミ株式会社 本店
（東京都大田区羽田一丁目1番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。